

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		病院等の開設許可等の取消等処分
根拠条例・規則名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行令（昭和23年10月27日政令326号）
条 項		法第4条 第7条第1項 第7条第2項 第7条第3項 第29条第1項 第29条第2項 第29条第3項 第30条 第87条第3号 第90条 令第1条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	設定できません。（理由：不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため。）
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成16年4月1日最終改正
備 考		